

○九州地方整備局告示第110号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年6月15日

九州地方整備局長 宮田 年耕

第1 起業者の名称 宮崎県

第2 事業の種類 田園空間整備事業水と土の歴史伝承地「北前」（仮称）建設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県都城市関之尾町地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県都城市関之尾町地内における24,286㎡の土地を起業地とし、公園（以下「本施設」という。）を整備する田園空間整備事業水と土の歴史伝承地「北前」（仮称）建設工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「農村基本法」という。）及び食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定。以下「農村基本計画」という。）に基づき公園の建設を行うものであり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公園」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

農村基本法第8条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされており、宮崎県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

現在、農村地域では、過疎化、少子高齢化及び混住化等によって農業の担い手

不足や農業集落機能の低下が進行しており、農業生産活動と密接に関連する景観の保全や伝統文化の伝承といった取組が衰退しつつある。一方で、農村地域の美しい景観や豊かな自然等は、都市住民にとって「ゆとり」や「やすらぎ」を与える場として期待されている。

宮崎県においては、このような状況に対処すべく、農村基本法及び農村基本計画の理念に基づき、農村を単に農業生産を支える生活の場として捉えるのではなく、自然と人間が織りなしてきた農村の景観や伝統文化に視点をおいた田園空間として捉え、公園の整備や景観保全等を推進し、魅力ある田園空間づくりを行うことによって、農村地域の活性化、都市との共生の推進に資することを目的とする田園空間整備事業を実施している。

本件事業の起業地の存する宮崎県都城市においては、田園空間整備事業の一環として、地元自治会や関係自治体等の代表者で構成する宮崎県田園空間博物館整備地方委員会の助言、指導により宮崎県が策定した「田園空間博物館整備基本構想」（平成12年3月策定）及び「田園空間博物館基本計画」（平成13年3月策定）を基に、農村の景観、伝統芸能及び農業用施設等の有形・無形の地域資源を展示物、農村地域そのものを博物館と見立てた田園空間博物館の整備を行っているところである。

本施設は田園空間博物館において中核施設としての機能を果たすものであり、また、田園空間博物館の総合案内所と位置付けられている。

本件事業が完成すれば、田園空間博物館の展示物となる各地域に散在する伝統芸能や農業用施設等の地域資源を紹介することや伝統芸能等を集めて地区内外の住民に披露する交流イベント等を開催することが可能となり、地域資源を利活用することにより、農村地域の活性化及び都市と農村との交流の推進に寄与するものと認められる。

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等により、環境影響評価が義務づけられた事業には該当していないことから、環境影響評価は実施されていないが、起業地の近隣には住家等が存在しないことから、工事期間中に周辺環境に与える影響については軽微なものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

起業者の調査によると、起業地内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、豊作等に関わる数多くの伝統芸能や土着信仰が現在も伝承されており、穀倉地帯である宮崎県都城地区において、宮崎県田園空間整備地方委員会の助言、指導により策定した「田園空間博物館整備基本構想」及び「田園空間博物館基本計画」に基づき、多目的広場や駐車場等を備えた公園を整備するものである。

本施設の建設場所として、田園空間博物館の中核施設としての機能を十分に果たすことができるよう、都城地区の農業に係る景観や伝統文化等を有する場所であり、かつ、年間を通じ多くの人を訪れる場所であることを条件として選定を行っている。その結果、北前用水路や南前用水路といった伝統ある用水路が存するとともに、宮崎県有数の観光地として地区内外から多くの人を訪れる関之尾公園周辺に建設することとし、周辺の土地利用に与える影響、交通の利便性、事業費等を考慮して、一級河川庄内川の左岸に建設する案（以下「申請案」という。）、一級河川庄内川の右岸に建設する案及び県道堤庄内線の沿線に建設する案を挙げ、比較検討を行っている。申請案と他の2案を比較すると、県道から多少距離があるが、進入路となる既存の道路があるため交通の利便性が良く、近隣に住家がないことからイベント開催時における騒音等の影響が少なく、また、土地の形状もよいため施工性に優れ、最も事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(1)で述べたように、公園を建設し、農村地域の活性化及び都市と農村の交流の推進に寄与することを目的とする事業であり、本施設は田園空間博物館の中核施設として位置付けられており、起業地周辺に同等の機能を有する公園が存在しないことから、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認

められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県都城市役所